

2019文議第489号  
令和元年9月4日

文京区議会議員 殿

文京区議会議長  
海老澤 敬子

請 願 の 付 託 に つ い て

今般受理した請願については、別紙のとおりそれぞれ  
所管委員会に付託いたします。

## 委員会別付託請願一覧

委員会	受理番号	件名
総務区民 (3件)	第10号	場外馬券売り場(後樂園オフト)の撤去を求める請願
	第11号	全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の実現を求める請願
	第12号	文京シビックセンター駐車場条例施行規則における「区議会議員の職にある者」の使用料に関する削除あるいは見直しを求める請願
厚生 (2件)	第13号	補聴器購入に公的補助を求める請願
	第14号	東京都に対し、西片1-14-7で計画中の有料老人ホームについて「特定施設入居者生活介護事業者」に指定しないよう求める請願
建設 (10件)	第15号	建築紛争の予防と調整に関する請願
	第16号	ワンルームマンション条例の見直しに関する請願
	第17号	文京区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整及び開発事業の周知に関する条例・同条例施行規則の見直しを求める請願
	第18号	文京区宅地開発並びに中高層建築物等の建設に関する指導要綱の見直しを求める請願
	第19号	文京区ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例並びに同条例施行規則の見直しを求める請願
	第20号	文京区における緑化計画の手続き及び緑化基準の強化を求める請願
	第21号	文京区における「緑化の目標」の指標の多様化と緑化対策の強化を求める請願
	第22号	文の京の価値を上げるまちづくり条例策定のための請願
	第23号	西片地域の崖線上における有料老人ホームの建設・運営計画の再考を求める請願
	第24号	住宅地の緑を守るための「みどりの保護条例」「緑の基本計画」の見直しについての請願
議会運営 (2件)	第25号	区議会の委員会において請願者自らが請願の趣旨説明あるいは意見陳述をできるようにすることを求める請願
	第26号	文京区議会インターネット議会中継に関する請願

## 請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	令和元年9月2日 第10号
件 名	場外馬券売り場(後楽園オフト)の撤去を求める請願
請 願 者	文京区本駒込五丁目15番12号 新日本婦人の会文京支部 代表 榎 戸 忠 子
紹 介 議 員	板 倉 美 千 代
請願の要旨	次 頁 の と お り
付託委員会	総務区民委員会

## 請願理由

文京区は、東京都への後楽園競輪再開に断固反対する要請文の中で、「文京区は、鷗外、一葉、漱石をはじめ多くの文人が住み、作品の舞台となった歴史と文化のまちであり、東大をはじめ多くの学校が所在する教育の町に競輪はふさわしくない」と述べています。私たちは、私たちの住むまちをギャンブルのあるまちとして継続させたくありません。

文京区は、今、子育てしやすい町として、子どもの教育や安全な環境を求めて、若い世代の人口が増えています。場外馬券売り場(後楽園オフト)では大井競馬場を中心に南関東公営競馬すべての馬券を販売しているため、ビルの6階に移動したとはいえ、馬券売り場も広くなり、券売機も50台以上設置されており、大変な混雑で、ギャンブル場特有の雰囲気です。

「文の京」の教育と文化、安全で安心なまちづくりにも逆行するものです。ギャンブル施設からの収益を、区の財源としてあてにすることなく、ギャンブル関連施設の設置に反対し、ぜひ撤去の意思表示をしてください。

ギャンブル施設を含むIR建設に、各地で「ギャンブル施設からの税収増は反対」の声が上がっています。

2017年9月の厚生労働省の研究班発表によると「問題は日本のギャンブル依存症の比率が他国と比較して、異常に高いことです」、と言っています。

さらにそのまわりで精神・物理的被害を受けている人は数倍にも及ぶといえます。場外馬券売り場を撤去してこそ、「文の京」の名に恥じない文京区になります。

場外馬券売り場の撤去とともに、関係各方面に撤去を働きかけてくださるよう請願致します。

## 請願事項

- 1 場外馬券売り場(後楽園オフト)を撤去してください。
- 2 中央競馬場外勝馬投票券発売所の撤去を関係各方面へ働きかけてください。

## 請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	令和元年9月2日 第11号
件名	全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の実現 を求める請願
請願者	文京区白山五丁目31番22号 文京9条の会連絡会 代表 平 本 喜 祿
紹介議員	沢 田 けいじ 関 川 けさ子 浅 田 保 雄
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	総務区民委員会

## 請願理由

2018年7月27日、全国知事会は「米軍基地負担に関する提言」を発表しました。提言は、全国知事会の6回にわたる「米軍基地負担に関する研究会」を経て、米軍基地は「各自治体住民の生活に直結する重要な問題であることから、何よりも国民の理解が必要」との共通認識の上に、まとめられたものです。私たちはこの提言に賛同し、その実現を図ることが喫緊の課題と考えます。知事会提言の全文は以下の通りとなっています。

「全国知事会においては、沖縄県をはじめとする在日米軍基地に係る基地負担の状況を、基地等の所在の有無にかかわらず広く理解し、都道府県の共通理解を深めることを目的として、平成28年11月に『米軍基地負担に関する研究会』を設置し、これまで6回にわたり開催してきました。

研究会では、日米安全保障体制と日本を取り巻く課題、米軍基地負担の現状と負担軽減及び日米地位協定をテーマに、資料に基づき意見交換を行うとともに、有識者からのヒアリングを行うなど、共通理解を深めてきました。

その結果、

- ① 日米安全保障体制は、国民の生命・財産や領土・領海等を守るために重要であるが、米軍基地の存在が、航空機騒音、米軍人等による事件・事故、環境問題等により、基地周辺住民の安全安心を脅かし、基地所在自治体に過大な負担を強いている側面がある。
- ② 基地周辺以外においても艦載機やヘリコプターによる飛行訓練等が実施されており、騒音被害や事故に対する住民の不安もあり、訓練ルートや訓練が行われる時期・内容などについて、関係の自治体への事前説明・通告が求められている。
- ③ 全国的に米軍基地の整理・縮小・返還が進んでいるものの、沖縄県における米軍専用施設の基地面積割合は全国の7割を占め、依然として極めて高い。
- ④ 日米地位協定は、締結以来一度も改定されておらず、補足協定等による運用改善が図られているものの、国内法の適用や自治体の基地立入権がないなど、我が国にとって、依然として十分とは言えない現況である。
- ⑤ 沖縄県の例では、県経済に占める基地関連収入は復帰時に比べ大幅に低下し、返還後の跡地利用に伴う経済効果は基地経済を大きく上回るものとなっており、経済効果の面からも、更なる基地の返還等が求められている。

といった、現状や改善すべき課題を確認することができました。

米軍基地は、防衛に関する事項であることは十分認識しつつも、各自治体住民の生活に直結する重要な問題であることから、何よりも国民の理解が必要であり、国におかれては、国民の生命・財産や領土・領海等を守る立場からも、以下の事項について、一層積極的に取り組まれることを提言します。

## 記

- 1 米軍機による低空飛行訓練等については、国の責任で騒音測定器を増やすなど必要な実態調査を行うとともに、訓練ルートや訓練が行われる時期について速やかな事前情報提供を必ず行い、関係自治体や地域住民の不安を払拭した上で実施されるよう、十分な

配慮を行うこと

- 2 日米地位協定を抜本的に見直し、航空法や環境法令などの国内法を原則として米軍にも適用させることや、事件・事故時の自治体職員の迅速かつ円滑な立入の保障などを明記すること
- 3 米軍人等による事件・事故に対し、具体的かつ実効的な防止策を提示し、継続的に取り組みを進めること  
また、飛行場周辺における航空機騒音規制措置については、周辺住民の実質的な負担軽減が図られるための運用を行うとともに、同措置の実施に伴う効果について検証を行うこと
- 4 施設ごとに必要性や使用状況等を点検した上で、基地の整理・縮小・返還を積極的に促進すること

平成30年7月27日

全国知事会」

以上の通り、提言は全国知事会の米軍基地に関する共通認識5項目を確認し、4項目の具体的改善を提案するもので、東京都を含む全都道府県知事が基地所在の有無にかかわらず米軍基地問題に真摯に取り組んだ結果です。

わたしたちは、日本政府が上記知事会の提言を重く受けとめ、その正当な改善要求に誠実に対応すべきと考えます。

わたしたちのこのような請願理由にご賛同いただき、下記請願を採択され、政府並びに関係省庁に対して要望書を提出していただけるよう、要請いたします。

#### 請願事項

- 1 全国知事会の提言に基づく上記改善4項目の実現を国に求めること。





## 請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	令和元年9月2日 第12号
件名	文京シビックセンター駐車場条例施行規則における 「区議会議員の職にある者」の使用料に関する削除 あるいは見直しを求める請願
請願者	文京区千石四丁目35番16号 文京区において真の「協働・協治」を実現する会 代表 屋和田珠里
紹介議員	沢田けいじ 板倉美千代
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	総務区民委員会

## 請願理由

文京シビックセンター駐車場の使用料については、「文京シビックセンター駐車場条例施行規則」の第六条第一項第一号(\*1)において、「区議会議員の職にある者 年額二万五千元」となっていて、令和元年6月28日の総務区民委員会での区議会事務局長の答弁によれば、平成30年度は「13名の方が御利用の申請をなさって、そのうち10名の方が政務活動費として申請して」おり、「今期につきましては、14名の方が駐車場の利用ということでお申込みをされてい」とのことでした。

しかし、本会議や委員会出席に際しては、文京区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第七条第2項の規定に基づき「日額旅費として三千元を支給する」となっているほか、政務活動費を充てられることを鑑みれば、区民としては「年額二万五千元」の妥当性や合理的根拠に疑問を抱かずにはられません。

「区議会議員の職にある者 年額二万五千元」という規定が、区民から特権的に見えたり、特権に近いのではないかと思われたりするのには、客観的事実に基づいた積算根拠等が明らかではなく、その妥当性・合理性が不明であるところも原因のひとつになっていると考えます。

この規定ができた当時と現在の経済・社会状況が大きく変化し、区民による議会への要請水準も多岐にわたって高まるなか、廃止すべきであるかないか、廃止しないのであれば、その妥当性と合理的根拠を示した上で、現在の状況に合わせた料金設定とすることが求められると思います。そこで貴議会に対し、以下の請願を致します。

## 請願事項

- 1 文京シビックセンター駐車場条例施行規則第六条第一項第一号を削除（同規定の廃止）してください。

(\*1) 文京シビックセンター駐車場条例施行規則

(使用料の額)

第六条 条例第五条第四項の規定による使用料の額は、次の各号に掲げる額とする。

- 一 区議会議員の職にある者 年額二万五千元

## 請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	令和元年9月2日 第13号
件 名	補聴器購入に公的補助を求める請願
請 願 者	文京区本駒込五丁目15番12号 新日本婦人の会文京支部 代表 榎 戸 忠 子
紹 介 議 員	萬 立 幹 夫
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	厚生委員会

## 請願理由

近年、高齢者人口が増え続けています。それにつれて周り的高齢者からさまざまな悩みが聞こえてきます。その一つに「耳が遠くなって人の話やテレビの音が聞こえづらくなった」「耳が聞こえづらくなって、同居している息子と娘とのコミュニケーションが噛み合わず家の中で一人孤立している」「聞こえず適当に相槌を打っている」「聞き返しが多い。トンチンカンの返事をする」など、耳の聞こえで不自由な生活を強いられている方が少なからずいるということです。

また、補聴器を購入した方からは「雑音が多くて使うのをやめている」「あまりの高額の費用にまず驚き、さらに使用限度は5年、もっても6、7年という説明に思わず次はとても買えないと思った」「補聴器が合わず販売店に行ったが対応がとても悪かった。聞こえがよくなるまで何度でも試して買えるといい」「補聴器を失くしてしまったので集音器を試してみようと思う」「両耳で20～60万円するので慎重に時間をかけて試験装用した。認定補聴器技能者がいて安心できたが、体に慣れないのでつらい」など、様々な声が聞こえてきました。補聴器使用によって生活の質を改善するために重要なのは、その人に合わせて補聴器を調整することです。

65歳以上の2人に1人が難聴で生活の質の低下につながるという実態があり、認知症のなかでは難聴が最大のリスク因子であることが2017年の国際アルツハイマー病会議で発表されています。WHOは、聴力が中等度難聴の41デシベル以上の場合に補聴器の使用を推奨しています。また、日本耳鼻咽喉科学会では、加齢による聴力低下があっても、早期のうちに補聴器を使用することで聞こえを取り戻すことは可能としています。

国の補聴器購入に対する補助制度は、聴覚障害6級以上の高度難聴（聴力レベルが70デシベル以上＝40cm以上離れると話していることがわからない）に限定し、加齢性難聴者の多くは自費購入です。東京都は、自治体独自で行う補助事業に対して補助を行っており、23区内9自治体では独自に高齢者に対する補聴器の支給等を実施しています。文京区の助成対象は国と同様で障害者手帳をもつ人に限定しています。

高齢者は聞こえが悪くなって日常生活に不便を感じても、補聴器の購入代金が高額にも高くて買うことをあきらめている人が少なからずいます。補聴器相談医や認定補聴器技能者があまりにも少ないため補聴器を購入する際、または購入後のトラブル等があってもうまくいかず補聴器の装着をあきらめてしまう方がいることも事実です。高齢者の聞こえが悪くなっても生活しやすい環境を整えるためにも以下の項目を実現するよう、区に働きかけていただきたくお願いいたします。

## 請願事項

- 1 文京区独自に補聴器購入費用の公的助成制度をつくってください。
- 2 区健康診査の項目に聴力検査をいれてください。

## 請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	令和元年9月2日 第14号
件名	東京都に対し、西片1-14-7で計画中の有料老人ホームについて「特定施設入居者生活介護事業者」に指定しないよう求める請願
請願者	文京区西片二丁目3番13号 西片有料老人ホームを考える会 代表 塚越 則男 外14名
紹介議員	松下 純子
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	厚生委員会

## 請願理由

町の入口、市民の生活道路に面した場所に、突如、有料老人ホームの建設計画（西片1-14-7）が持ち上がりました。敷地面積999.9平方メートル、地下1階／地上3階建ての有料老人ホーム（32戸）を建設するというものです。しかし、この建設計画について、地元区民は以下の点で深く憂慮しています。

- ①特定施設入居者生活介護については、「文の京」ハートフルプラン（平成30～32年度）計画期間中に定員数に達する見込みであると聞いており、介護給付費をはじめとして介護保険料の算定にも関係してくることから、文京区の事業運営にも大きな影響が出てくるのではないかと懸念します。
  - ②今回の有料老人ホームの運営予定企業は、西片の地元区民の意向を広く聞いていないにも拘わらず、東京都への有料老人ホーム設置に係る「事前相談計画書」の「自己チェック票」において、「地域住民から反対の声等があがっていないか」の項目にチェックを入れて提出していたことが発覚するなど、地元区民の意向を無視した進み方には大いなる疑問があります。
  - ③建設計画地の既存建築物等の解体・撤去にあたり、解体事業者のナンバープレートを付けない特殊車両が自走して建設計画地前面の一方通行道路を、一方通行であることを認識しながら逆走して建設現場に入っており（8月27日）、著しく遵法精神に欠けると思わざるを得ません。
  - ④この地域は学校施設も多く、建設計画地の近隣では子育て施設が建設中であり、建設計画地の前面道路がスクールゾーンに指定されている「一方通行路」であることに鑑みれば、火災や自然災害が起きた際に緊急車両の通行に支障がでかねないのではないかと心配です。
  - ⑤施設計画では、施設への車のアクセスを担保する敷地内のロータリーなどが十分に確保されておらず、災害時の緊急車両のアクセスに支障が出ることなどを通じて、高齢入居者の安全が脅かされるおそれがあるほか、現場周辺道路事情の制約による周辺道路への過度の負担が懸念されます。
  - ⑥火災の際の施設内の安全対策も、スプリンクラーで対応するだけの計画であると聞いており、高齢者入居者の避難経路の確保も、崖地であるという施設の立地条件や施設構造上、十分とはいえないと考えます。
- そこで、貴議会に以下のことをお願いいたします。

## 請願事項

- 1 西片1-14-7で計画中の今回の有料老人ホームについて、「特定施設入居者生活介護事業者」に指定しないよう、東京都に対して繰り返し粘り強く求めるよう文京区長に要請してください。
- 2 地元区民の不安を念頭に、法律違反がなければよいという考え方ではなく、地元区民の要望を尊重するとともに、文京区の各種中長期計画と合致した事業計画とするように促すなど、事業者を適切に誘導するよう文京区長に要請してください。

## 請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	令和元年9月2日 第15号
件 名	建築紛争の予防と調整に関する請願
請 願 者	文京区小石川二丁目20番10号 中山代志子 外6名
紹介議員	海津敦子 萬立幹夫
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	建設委員会

## 請願理由

文京区の中高層建築物に関する紛争予防条例に基づくあっせん・調停においては、すでに事業者は計画を確定しており、地元区民の要望を検討したとしても受け入れる余地がなく、紛争に発展したり、一部住民や自治体が事業者と非公開を前提に不透明な取引をすることにより地域コミュニティ内の“不協和音”を誘発したりするケースが少なくありません。あっせん・調停は、件数が少ないとの意見もありますが、あっせん・調停に至る前の相談件数は必ずしも少ないとは限りません。また、のぼり旗などに示されるように紛争は決して減っていないことからすると、あっせん・調停件数の少なさは、現行制度に不十分な点があることの証左ともいえます。結果として、事業者も含め、関係者の誰もが不利益を被る事態となり、魅力溢れるまちづくりが困難になるばかりか、区全体の発展にも悪影響を及ぼすと懸念せざるを得ません。

現に、文京区で起こった紛争において、事業者が敗訴する（最高裁決定により確定）判決が下される例もあるなど、問題は深刻であることを認識する必要があります。

文京区がうたう「協働・協治」の精神に則って、地元地域の事情や特性に配慮、合致したまちづくりを円滑に進めるためには、現在の文京区の条例・要綱で必ずしも完璧かつ完全とは言い切れなと思います。全国各地の自治体の成功事例も増え、文京区の担当部課においてもそれらを詳細に調査・研究してきていることと思いますので、これらの長短を考慮しつつ、文京区にふさわしく、かつ文京区に住むことを誇りに思えるような制度や仕組みづくりに向けて改善の余地があるかどうか調査・研究し、必要性に応じて改善の検討をすることは極めて重要と考えます。

そこで、下記のとおり、お願いいたします。

## 請願事項

- 1 「協働・協治」の精神に則り、文京区をだれもが住みたくなる調和のとれたまちにするために、よりよいまちづくりのための新しい制度や仕組みのあり方を話し合える何らかの場を設けることを、全国の他の自治体の先行事例との比較調査・研究を踏まえ、検討するよう文京区長に要請してください。  
よりよいまちづくりのための新しい制度や仕組みについては、より具体的には以下のものが考えられます。
  - ① 一定規模以上（具体的な規模の調査・研究、検討対象とする）の土地を売却する際には、区への届け出により、土地利用の大枠を土地売却主と区が事前に調整することで、文京区の実情や発展にそぐわない開発を強引に進めるような事業者に売却されないようにする仕組み
  - ② 一定規模以上（同）の土地を取得した際には、区への届け出により、土地利用の大枠を土地取得事業者と区が事前に調整することで、文京区の実情や発展にそぐわない開発構想を立案することがないようにする仕組み
  - ③ 一定規模以上（同）の土地を取得した際には、区への届け出により、土地利用構想が固まった段階で、文京区基本構想や文京区都市マスタープラン、「文の京」住宅マスタープラン等との整合性が取れているかどうか、開発事業者と区が事前に調整する仕組み
  - ④ 開発事業及び建築計画（延べ面積1万平方メートル以上の計画を含めるかどうかも含め調査・研究、検討対象とする）について、専門家を交えつつ、区と区民と事業者が事前に調整する場を設ける制度や仕組み（保育所等の公共施設の設置を阻害しないもの）
  - ⑤ 上記①～④に関連し、事前に調整する場を設ける制度や仕組みにおいて、議事録公開といった透明性のある手続き
  - ⑥ 上記④と⑤に関連し、事前に調整する場を設ける制度や仕組みにおいて、自治体を事務局とすること



## 請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	令和元年9月2日 第16号
件 名	ワンルームマンション条例の見直しに関する請願
請 願 者	文京区小石川二丁目20番10号 中山代志子 外5名
紹介議員	海津敦子 萬立幹夫
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	建設委員会

## 請願理由

文京区には、ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例・同条例施行規則がありますが、地域によっては、事業者の開発計画が同条例に基づいたものであっても、文京区基本構想や文京区都市マスタープラン、「文の京」住宅マスタープラン等の方針や方向性と矛盾や齟齬を来すケースが出ています。例えば、小日向2丁目のワンルームマンション建設計画地は、都市マスタープラン上、低層住宅市街地に位置付けられ、「戸建住宅を中心とする閑静で良好な住宅地が形成されている地区」であるとともに、「宅地内の緑の保全と育成、オープンスペースの緑化などにより、現在の良好な住環境を保全します」と明記し、「良好な住環境の保全」を目指し、「今後もこの良好な住環境を保全することが必要」としたうえで、「閑静で良好な低層住宅市街地が広がり、教育の森公園や護国寺などまとまった緑が市街地に潤いを与えているまち」を将来の姿として描いています。今も紛争が継続し、解決の目処がついていません。

つまり、実際問題として、文京区のワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例並びに中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整及び開発事業の周知に関する条例に則ったものであるとしても、「マスタープラン」におけるまちづくりの方針や方向性に沿うものであると必ずしもいえないと思われるケースが出てきているのです。

現在の文京区ワンルームマンション条例は都市マスタープランと整合性が取れない面もあると言わざるを得ず、特に区内の「第一種低層住宅専用地域」の住環境を守る観点からは条例の規定内容が必ずしも十分であるとはいえないと思います。そこで、「ワンルームマンション条例」を見直すよう、下記のとおりお願いいたします。

## 請願事項

- 1 文京区基本構想や文京区都市マスタープラン、「文の京」住宅マスタープラン等と、文京区ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例において、相互に合理的な矛盾を差し挟む余地がない整合性の取れた内容になっているかどうか、条例の内容をひとつひとつ再確認し、必要に応じて見直してください。
- 2 第一種低層住居専用地域においては、現行の文京区ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例における規制を強化すべく見直しを検討するよう文京区長に要請してください。特に第一種低層住居専用地域においては、ア) 階数が3をこえるワンルームマンションは建設できない、イ) ファミリー世帯層向けの戸数の比率を現状より増やす——などの見直しを検討してください。
- 3 文京区ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例において、建築主と隣接関係住民・周辺関係住民があらかじめ事業計画について事前に協議できるように見直すことを検討してください。
- 4 文京区ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例において、建築主に対しては土地取得後、構想を固める前の段階で説明会の開催等をすべく、見直しを検討してください。
- 5 区と建築主との「事前協議」においては、事業計画だけでなく、工事計画についても十分考慮して、協議する内容に見直しを検討してください。

## 請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	令和元年9月2日 第17号
件名	文京区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整 及び開発事業の周知に関する条例・同条例施行規則 の見直しを求める請願
請願者	文京区千石四丁目35番16号 みんなでみんなのまちづくり 代表 屋和田 珠里
紹介議員	海津 敦子 国府田 久美子
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	建設委員会

## 請願理由

文京区には、文京区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整及び開発事業の周知に関する条例・同条例施行規則（以下、「中高層条例・同条例施行規則」といいます。）がありますが、建築物の高さにかかわらず、建築主の計画が文京区都市マスタープラン（以下、「都市マス」といいます。）で示した方針や方向性と必ずしも整合性の取れないケースや、建築主が区内周辺の道路事情や規制等（幅員の狭い一方通行やスクールゾーン等）を十分に把握しないまま建築物の設計をすることにより、工事車両の種類や通行ルート、車両制限令の遵守等を巡って建築主と地元区民の間でトラブルに発展するケースも出ています。

経済・社会状況が様々な意味で高度化・複雑化し、区民生活も厳しさを増すなか、現在の「説明会の周知期間」が定めてあるとは言っても、一般区民にとってその期間は十分とはいえず難しくなっています。

そこで、中高層条例・施行規則を見直すよう区に働きかけて頂きたいと、貴議会に下記のとおり請願致します。

## 請願事項

- 1 中高層条例第四条の「当事者の責務」の中に、「建築主等は、文京区都市マスタープランの趣旨に整合するよう努める」といった趣旨の文言を加えてください。
- 2 文京区のホームページ上の記載において、単に「工事車両の通行経路等については土木部管理課にご相談ください」と促すだけでなく、中高層条例第七条の「説明会の開催等」の中に、「建築主等は、除去工事をしようとする場合、建設工事をする場合においては、近接住民に除去工事、建設工事にかかわる工事車両の種類や通行ルート等の内容について説明会等により、説明しなければならない」といった内容を加えてください。
- 3 中高層条例施行規則第九条の二第3項における「説明会」の開催の周知に関し、「開催日の七日前までに」の部分で、可能な範囲で周知期間を延ばし、多くの近隣関係住民が自身のスケジュール調整のうえ参加できるようにしてください。

## 請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	令和元年9月2日 第18号
件名	文京区宅地開発並びに中高層建築物等の建設に関する指導要綱の見直しを求める請願
請願者	文京区千石四丁目35番16号 みんなでみんなのまちづくり 代表 屋和田珠里
紹介議員	海津敦子 国府田久美子
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	建設委員会

## 請願理由

文京区には、「宅地開発並びに中高層建築物等の建設に関する指導要綱」がありますが、同指導要綱の適用範囲であるか否かを問わず、区内の一部の開発案件において、建築主の計画が「文京区都市マスタープラン」の方針や方向性と必ずしも一致しない（あるいは整合性の取れない）ケースが出てきており、建築主と地元区民の間で紛争となっています。

また、建築主が区内周辺の道路事情や規制等を十分に把握しないまま建築物の設計をすることにより、後になってから工事車両の種類や通行ルート、車両制限令の遵守等を巡って建築主と地元区民の間でトラブルに発展するケースも出ています。そこで、同指導要綱を見直すよう区に働きかけて頂きたい、貴議会に下記のとおり請願致します。

## 請願事項

- 1 上記指導要綱第3条の「各事業者の責務」の中に、「文京区都市マスタープランの趣旨に整合するよう努める」といった趣旨の文言を加えてください。
- 2 文京区のホームページ上の記載において、単に「工事車両の通行経路等については土木部管理課にご相談ください」と促すだけでなく、上記指導要綱第5条の「事前協議」に工事計画も含め、工事車両の種類や通行ルート等（\*1）についても事前協議するといった内容を加えてください。

(\*1) 建設現場までの工事車両の適切な通行ルート（区民の防災上、生活上の安全面も考慮に入れた上で）が確保できることを事前に確認し、通行できる工事車両の種類もある程度、特定した上で具体的な土地利用計画および建築物の設計をしなければなりません。なぜなら、工事車両の通行ルートが確保できないと、設計後に発覚した場合、設計を全面的にやり直すことになりかねないからです。また、20tダンプでの残土運び出しや資材搬入を想定して工事計画を立てても、実際に調べてみたら10tダンプの通行ルートしか確保できないことが後で発覚したなら、工事計画だけでなく、設計も変更しなければならない事態も想定されます。そのため事業者に於いては、可能なら土地購入の前に現場周辺の道路事情を事前に精査し、工事車両およびその通行ルートを把握しておく必要があるといえます。

## 請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	令和元年9月2日 第19号
件名	文京区ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例並びに同条例施行規則の見直しを求める請願
請願者	文京区千石四丁目35番16号 みんなでみんなのまちづくり 代表 屋和田珠里
紹介議員	海津敦子 国府田久美子
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	建設委員会

## 請願理由

文京区には、ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例・同条例施行規則がありますが、建築主の計画が同条例・施行規則に基づいたものであっても、文京区都市マスタープラン（以下、「都市マス」といいます。）の方針や方向性と必ずしも整合性の取れないケースが出てきており、建築主と地元区民の間で紛争となっています。特に、第一種低層住居専用地域に於いては、都市マス上、低層住宅市街地に位置付けられ、「戸建住宅を中心とする閑静で良好な住宅地が形成されている地区」であるとともに、「宅地内の緑の保全と育成、オープンスペースの緑化などにより、現在の良好な住環境を保全します」と明記され、「良好な住環境の保全」を目指して「今後もこの良好な住環境を保全することが必要」とされている地域でも、総戸数 66 戸で高さ 9.965m の 4 階建てワンルームマンションが建てられようとしています。

また、建築主が区内周辺の道路事情や規制等（幅員の狭い一方通行やスクールゾーン等）を事前に把握しないまま建築物の設計や工事計画を立てることにより、工事車両の種類や通行ルート、車両制限令の遵守等を巡り、後になって建築主と地元区民の間でトラブルに発展するケースも出ています。

経済・社会状況が様々な意味で高度化・複雑化し、区民生活も厳しさを増すなか、現在の「ワンルーム条例・同条例施行規則」で「標識の設置期間」や「説明会の周知期間」が定められているとはいえ、一般区民にとってその周知期間は十分とは言い難くなっています。そこで、「ワンルーム条例・同条例施行規則」を見直すよう区に働きかけて頂きたいと、貴議会に下記のとおり請願致します。

## 請願事項

- 1 ワンルーム条例第 5 条の「建築主等の責務」の中に、「文京区都市マスタープランの趣旨に整合するよう努める」といった趣旨の内容を加えてください。
- 2 文京区のホームページ上の記載において、単に「工事車両の通行経路等については土木部管理課にご相談ください」と促すだけでなく、ワンルーム条例第 8 条の「事前協議」に工事計画も含め、工事車両の種類や通行ルート等についても事前協議するといった内容を加えてください。
- 3 ワンルーム条例施行規則第 7 条の「標識の設置期間」を現状の「15 日前から」から、可能な範囲でその期間を延ばし、多くの隣接関係住民や周辺関係住民が今よりも早い時点で計画を知ることができるようにしてください。
- 4 ワンルーム条例施行規則第 8 条の「説明会の開催等」における「7 日前までに」を、可能な範囲で周知期間を延ばし、多くの隣接関係住民や周辺関係住民が自身のスケジュール調整のうえ参加できるようにしてください。
- 5 「中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整及び開発事業の周知に関する条例・同条例施行規則」対象範囲すれすれの高さ 10m 弱のワンルームマンション建設計画に於いて、建築主等と地元区民の間でトラブルや紛争等が見られることに鑑み、ワンルーム条例においても「中高層条例」と同じような「あっせん・調停」の仕組みを取り入れてください。



## 請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	令和元年9月2日 第20号
件 名	文京区における緑化計画の手続き及び緑化基準の強化を求める請願
請 願 者	文京区千石四丁目 35 番 16 号 みんなでみんなのまちづくり 代表 屋和田 珠里
紹介議員	海津 敦子 国府田 久美子
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	建設委員会

## 請願理由

文京区は、「緑地の保全と緑化の目標」における「緑の量」について、①緑被率（文京区全体の面積に対する緑で被われた土地の面積の割合）、②一人当たりの公園面積（整備された公園の総面積を文京区の総人口で割った数値）、③身近な公園の面積率（文京区全体の面積に対する住区基幹公園の総面積の割合一人当たりの公園面積）を掲げ、①は平成11年の16.0%から概ね20年後（平成31年頃）に17.0%、②は3.2㎡/人から5.0㎡/人、③は1.8%から3.0%にする目標数値を設定しました。

しかし、平成30年に実施した「第8次文京区緑地実態調査報告書」によると、①は18.4%と目標を上回ったものの、平成元年の18.5%を下回る水準であり、②は2.5㎡/人、③は約2.1%と、②③とも目標を大きく下回っています。また「緑被率」とともに緑の量を把握するための手法として用いられる「緑視率」（人間の視野に近い画角を想定して撮影された写真を用い、その中に占める樹木等の緑の面積占有率から算出される緑の量）も、平成30年は14.2%と、平成7年（15.4%）より低い水準になっています。一方、区内全域の緑化余地は5.66haであり、前回調査（平成24年）よりも2.4ha減り、前々回調査（平成16年）からは3.1ha減り、緑化余地は減少傾向にあります。

また、文京区の「みどりの保護条例」に基づく緑化計画書の手続きを、東京都の「東京における自然の保護と回復に関する条例」に基づく緑化計画書の手続きに一元化することについては、「緑の考え方が都と区の相違点が多い」（令和元年6月27日建設委員会におけるみどり公園課長答弁）あり、文京区の方が「少し厳しくなって」（同）いる上、「芝等の地被類を認めるとか、認めないとかいうところの違い」（同）があるなど「同等のものではないので、一元化について難しい」（同）とのことでした。

そこで、貴議会に対し、東京都や都内23区の事例を参考に、緑化計画の手続き及び緑化基準の強化に向け、区に働きかけて頂きたく、以下の請願を致します。

## 請願事項

- 1 東京都と文京区の「緑化計画書」に関する手続きと基準の相違点を調査・研究した上で、全ての項目について東京都と同水準か東京都を上回る水準の基準とするよう検討してください。
- 2 世田谷区では、敷地面積が250㎡以上の建築物の新築又は増築を行う場合に「みどりの計画書兼緑化率適合証明申請書」の届出・申請対象とするだけでなく、同150㎡以上250㎡未満でも「みどりの計画書兼みどりの計画確認書」の提出を必要とするなど、敷地面積に応じたきめ細かな手続きや基準を設けています。文京区においても200平方メートル未満の民間施設について「緑化計画書」あるいは「緑化計画書」に準じた何らかの届出を必要とするような仕組みを検討してください。

## 請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	令和元年9月2日 第21号
件 名	文京区における「緑化の目標」の指標の多様化と緑化対策の強化を求める請願
請 願 者	文京区千石四丁目 35 番 16 号 みんなでみんなのまちづくり 代表 屋和田 珠里
紹介議員	海津 敦子 国府田 久美子
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	建設委員会

## 請願理由

文京区が実施した「第8次文京区緑地実態調査報告書」によると、文京区の「緑被率」は「今回が18.4%で、前回より0.3%の増」（令和元年6月27日建設委員会でのみどり公園課長報告、原文ママ）となったものの、都市構造区分別緑被率の推移を見ると「低層建築群」は今回（平成30年）が12.9%で、前回（平成24年）より0.5ポイントの減となり、用途地域別緑被率は「第一種低層住居専用地域」が今回37.8%で、前回より1.3ポイント減と用途地域別で最大の減少幅となりました。区域別緑被率は、「小日向」では今回が15.7%で、前回より0.3ポイント減、「西片」では今回が15.0%で、前回より0.9ポイント減となっており、文京区を代表する由緒ある閑静でみどり多い住宅地において緑被率が低下しています。



また、「緑視率」(\*1)に関しては、「区内の平均緑視率は14.2%」で、「前回調査と比較すると0.5ポイント、前々回と比較しての1.8ポイントの減少であった。宅地内の樹木の伐採や、道路拡幅などによる街路樹の撤去などが減少の原因である」（第8次文京区緑地実態調査報告書）とされていますし、接道緑化に関しては「接道緑化の延長及び接道緑化率については増加してきている」「今の状況で接道緑化延長が増加している状況」（令和元年6月27日建設委員会でのみどり公園課長答弁）とは言うものの、同報告書によると「接道緑化の経年変化」の増減は「0.0」であり、内訳を見ると「区道」の増減は「-0.3」（同）、「私道（幅4m以上）」の増減は「-0.1」（同）と低下しています。同報告書では「今後の課題」として、「緑視率」については「民有地の緑の維持の促進」、「道路」については「民有地における接道部緑化の推進」を指摘し、「景観系統からの課題」として「道路の緑化の推進」を挙げています。区内全域の緑化余地も減少傾向にあり、区に働きかけて頂きたい、貴議会に対し、以下の請願を致します。

## 請願事項

- 1 文京区を「だれもが住み続けたい・住みたくなる快適で魅力的なまち」とするために、特に第一種低層住居専用地域や低層建築群などでのみどりの「質」と「量」の両面に於いて重点的に緑化対策を講じてください。
- 2 接道緑化については、文京区みどりの保護条例施行規則別表第二（第七条関係）の六において、「緑化に当たっては、接道部の緑化を優先して行うものとする」とするだけでなく、「接道部の緑化基準」に関する規定の有効性を調査・研究するなど、接道緑化にこれまで以上に重点的に取り組んでください。
- 3 「文京区緑の基本計画」の改定に当たっては、区民がみどりを実感できるかどうかの指標となる「緑視率」も「緑化の目標」として加え、「緑視率」の低下に歯止めをかけるような効果的かつ具体的な対策を検討してください。

(\*1) 緑被率が視野外も含めた平面的な緑の量を測る尺度であるのに対し、緑視率では立面的に視野内に占める緑の量を対象とする。緑視率は緑の豊かさを実感する度合いを測るための指標といえる（第8次文京区緑地実態調査報告書から）

# 請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	令和元年9月2日 第22号
件名	文の京の価値を上げるまちづくり条例策定のための 請願
請願者	  外5名
紹介議員	海津敦子 萬立幹夫
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	建設委員会

## 請願理由

文京区は文化的な史跡も多く、伝統ある大学や多くの学校ある文教のまちとして「ふみのみやこ」との愛称により他地域から移り住む人々が多い人気の住居地となっています。

しかし、事態を冷静に観察してみると急激な人口増加と開発がもたらした様々な影響が垣間見られます。急激な人口増加に対し、公共サービスを提供する側の整備が追いつかず、その恩恵を受ける人々に様々な悪影響を与えています。その最たる例が公立の小中学校です。

一度は少子化により合併統合し、数を減らした公立の小中学校には多くの生徒が転入してきて、クラス数は年々増えております。教育の質向上のため少人数教育の重要性が叫ばれる中、教育の理想と逆行するような現象です。

文京区は全国的にもいじめと不登校児が多いと統計にも現れています。余裕の無い学校環境の弊害がそれらの一因ともなっていると断言してはならないでしょう。良質な教育環境を求めて住まいを文京区としている区民も多い中、非常に由々しき事態です。

このような問題が起きるのは現状のまちづくりに関する仕組みに地域の事情、住民のニーズを反映するような仕組みが一切なく、定められた基準を満たせば許可がおりる定量的な制度であるためです。人口増加による生活への影響を先見的にまちづくりに反映できる、きめ細かく地元のニーズを汲み取る、住民参加型のまちづくり制度を作ることが早急に求められます。

また、都心の近接にありながら緑に囲まれ落ち着いた都市環境も区の魅力とされています。区内各所に空き家や空き室など非活用状態の土地が多く見受けられます。個別に土地の資産価値を上げようとする現状の制度では空き家や空き室が減らずに新築住宅が増えるミスマッチが起きてしまいます。まとまった地域で土地を活用する欧米のランドバンクのような制度を区で独自に導入すれば、非活用されている土地を緑化して生かし、資産価値を上げることができ、区の価値を上げることに繋がっていきます。その実施には地域との協議や協力を経ることが必須です。

SDGsにも定められた持続可能なまちづくりを可能にするため、「ふみのみやこ」として街の価値を上げるために以下の事項を請願します。

## 請願事項

- 1 住民参加型の仕組みを取り入れたまちづくり条例を策定してください。

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	令和元年9月2日 第23号
件 名	西片地域の崖線上における有料老人ホームの建設・ 運営計画の再考を求める請願
請 願 者	文京区西片二丁目8番24号 西片有料老人ホームを考える会 藤原美佐子 外25名
紹介議員	海津敦子
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	建設委員会

## 請願理由

町の入口、市民の生活道路に面した場所に、突如、有料老人ホームの建設計画（西片1-14-7）が持ち上がりました。敷地面積999.9平方メートル、地下1階／地上3階建ての有料老人ホーム（32戸）を建設するというものです。

西片の第一種低層住居専用地域である建設予定地は、崖地の土砂災害（特別）警戒区域指定（予定）地を含んでおり、住民は以下のような不安を抱えています。

- 「文京区都市マスタープラン」では、「地区のまちづくり」の方針として「西片は、住宅地内の斜面緑地などの緑を保全し、地形に縁取られた高台の閑静な低層住宅市街地として住環境を保全します」と定められているが、今回の斜面緑地である崖線上における有料老人ホームの建設計画は、この方針に反するのではないかと。また、崖地の大部分の樹木伐採は危険であり、かつ、まちづくり方針に反する。
- 建設計画地の前面道路は、近隣に子育て施設が建設中であり、学校施設が多いためスクールゾーンに指定され、道幅が狭く「一方通行路」である。この道路が、老人ホームなど公共施設の火災や自然災害が起きた際、緊急車両の通行の確保ができないのではないかと。建設予定敷地の解体工事の最中に、大型車両が主要道路から一方通行路に入ることができず、一方通行を逆走して敷地内に入り、住民が注意して警察をよぶという経緯もあった。
- 施設計画では、施設への車のアクセスを保障する敷地内のロータリーなどのインフラが整備されておらず、緊急車両のアクセスの障害などを通じて「高齢入所者の安全」がおびやかされ、「一般道の占有による周辺への負担」などが懸念される。
- 崖上に建設される建物の安全性は、斜面地や崖下の形状、強度に依拠する。崖下にあるビルとの離隔を考え併せると、擁壁の補強工事は困難と思われる。現状より地盤面への負荷が大きくかかる特殊建築物では、計画されている斜面地を利用した地下食堂建設等も難しいのではないかと。要支援・要介護者が利用する施設の安全性は、建築基準法の一般的な安全基準以上の、より手厚い基準が必要なのではないかと。

以上から、地域住民に歓迎されるよう、建築計画を見直してもらうことを切に望みます。そこで、貴議会に以下のことをお願いいたします。

## 請願事項

本件に関して、以下の点を文京区長に強く要請して下さい。

- 1 東京都に対して、崖線上に特殊建築物に相当するものを建設する計画については、擁壁や斜面地の強度を精査し、安全が十分確認できない時は工事をしない（あるいは許可しない）よう申し入れること。
- 2 今後、建築確認などの過程で審査などの手続きがある場合、地元住民の不安を念頭に、法律違反でなければよいというのではなく、区が決めた都市マスタープランや住民の要望などにそって実施するよう、事業者を適切に指導すること。



## 請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	令和元年9月2日 第24号
件名	住宅地の緑を守るための「みどりの保護条例」 「緑の基本計画」の見直しについての請願
請願者	文京区西片二丁目8番24号 藤原美佐子 外20名
紹介議員	海津敦子
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	建設委員会

## 請願理由

文京区は、都心部にありながら自然の生態系が残り、緑豊かな昔ながらの住宅地が多いことが特徴となっています。しかし昨今、戸建て住宅が狭小化したり、敷地一杯を塀で囲った「要塞」型住宅が増えたこともあり、住宅地の緑の減少は質量共に著しいものがあります。

文京区は「みどりの保護条例」に基づき、建築主に「緑化計画書」の提出を求め、緑の確保に努めていますが、緑視率の減少傾向など、特に住宅地では歯止めがかかりません。

現在、そのような状況を踏まえ、「緑の基本計画」の改定作業が行われていますが、住宅地の緑を保全するため、住宅の緑を守る施策に結びつく「緑の基本計画」や「みどりの保護条例」がさらに充実する必要があります。

議会も鋭意対策を検討する必要がありますが、以下を区長に要請してください。

## 請願事項

- 1 住宅の敷地が細分化されると、緑化計画の提出が不要となります。大きな敷地を細分化する場合、元の敷地面積に基づいて緑化計画を提出するよう、検討してください。
- 2 住宅地が大きな緑地をつなぐネットワークの役割を果たせるよう、小さな空き地や緑地、崖地を活かす方法を住民とともに検討して下さい。
- 3 文京区で建築時に提出すべき緑化計画書は、ある規模以上になると東京都にも提出しなければなりません。緑化基準の全てが東京都の基準を上回っている自治体（現時点では13区1市）では手続きが一元化していて、東京都への提出は不要です。文京区でも規定を改定し、「緑化計画書」の届出手続きを一元化してください。
- 4 住宅地に公共施設や民間の規模の大きな施設を設置する場合、住民が積み重ねてきた地域の環境を壊さないことはもとより、一般より厳しい緑化計画の実施を求め、地域の緑化に資するようお願いします。
- 5 緑の基本計画の改定にあたっては、多くの理想を並べるのではなく（1999年作成の基本計画が、20年後の現在もほとんど手を加えずに使い回しできるほど達成されていません）具体的な目標と達成度の確認ができる内容にしてください。
- 6 「中野区みどりの保護と育成に関する条例」第8条2項に倣った「区民の落葉受忍」を「文京区みどりの保護条例」にも盛り込んでください。

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	令和元年9月2日 第25号
件名	区議会の委員会において請願者自らが請願の趣旨説明あるいは意見陳述をできるようにすることを求める請願
請願者	文京区千石四丁目35番16号 文京区において真の「協働・協治」を実現する会 代表 屋和田珠里
紹介議員	沢田けいじ 板倉美千代
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	議会運営委員会

## 請願理由

日経グローバルが日経リサーチを通じて全国 815 市区議会を対象に行った「市区議会に関するアンケート」（回答率 99.8%、2018 年 7 月 20 日～9 月 3 日にかけて実施）によると、「請願・陳情者が委員会で直接説明する機会」があると回答したのは 23 区では豊島区や目黒区など 10 区あり、東京都 25 市では国立市、調布市、町田市など 15 市もありました。

文京区に於いては、文京区議会会議規則第八十五条（請願の紹介議員は、委員会から要求があつたとき又は紹介議員の申出を委員会が承認したときは、委員会に出席して説明を行う）により、請願の紹介議員は委員会に出席して説明を行うことができるようになっていますが、請願者自身が委員会に出席して説明を行うことができるとの規定はありません。

区民からの請願は、区の片隅から発せられる「小さな声」に過ぎないかもしれませんが、区民の声なき声の大海に分け入って区民に寄り添い、「請願」となって表れた「小さな声」をしっかりと汲み取るには、請願者自身による意見陳述や趣旨説明の場を設けて直接聴いて頂き、委員のみなさまに請願者の生の声をしっかりと心に刻んで頂くことが非常に重要であると考えます。



そこで貴議会に対し、以下の請願を致します。

## 請願事項

- 1 文京区議会に於いても、請願者が自ら提出した請願について、委員会の場で意見陳述や趣旨説明を希望し、委員会がその必要性を認めた場合には、意見陳述や趣旨説明をできるような制度や仕組み、手続きを整えてください。

※ 文京区議会会議規則第八十五条に準じ、「委員会から要求があつたとき又は請願者の申出を委員会が承認したときは、委員会に出席して説明を行う（あるいは、正副委員長に説明を行う）」といった規定を想定しています。

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	令和元年9月2日 第26号
件 名	文京区議会インターネット議会中継に関する請願
請 願 者	 
紹介議員	沢 田 けいじ      金 子 てるよし 品 田 ひでこ
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	議会運営委員会

## 請願理由

区民の負託を受けた区議会においてどんな審議や議論がなされているか。

そのことを多くの区民に、いち早くリアルタイムで知ってもらうには現状の区議会のインターネット議会中継では不十分であると考えます。

現在実施されているインターネット議会中継は録画放映となり、公開される議会も本会議のみで限定的です。公開時期は一般質問最終日より4日程度のち公開となり、どんな議論がされたのかすぐに確認することができません。委員会では本会議よりも踏み込んだ、丁寧な議論が交わされ、議事録を待つことなく、ライブ中継や当日ないしは数日中の録画公開で議論の経過を見ることができるのであれば、区民の意見がすぐに反映するなど非常に有益と言えます。

2019年4月18日付の東京新聞報道によれば、すでに23区中13区が録画放映とライブ中継の両方を実施しており、世田谷区においては録画放映の公開を当日中に実施しています。他区と比較しても文京区議会が十分に開かれた議会となっているとは言い難い状況です。文京区でも他区と同様の公開をすることは技術的に不可能なことではないと思います。

もちろん区政に関心があるのであれば、基本は区議会へ傍聴に行くことなのかもしれませんが、仕事を持つ人が傍聴のためにたびたび平日休暇を取るのは現実には難しいでしょう。また小さな子どもを持つ区民が子どもを連れて（もしくは子どもの預け先を手配して）傍聴することは困難を伴います。

いろいろな立場の人が、様々な場所で、自分の都合のつく時間に、区議会の議論に気軽にアクセスできる環境を整えることで、より区政に関心を持ってもらえるのではないのでしょうか。低投票率、政治への無関心が叫ばれているなか、文京区議会が今よりも開かれた議会となり、より多くの人に区議会に関心を持っていただけのチャンスを作ることは区議会の責務であると思います。

したがって、下記四点を請願いたします。

## 請願事項

- 1 現在行われているインターネット議会中継の録画放映に加えて、リアルタイムで見ることができるライブ中継を早期に導入すること
- 2 区長の施政方針・所信表明、一般質問に加えて、予算・決算特別委員会についてもライブ中継、録画放映を併用して議会を公開すること
- 3 録画放映の公開時期を現在の「一般質問の最終日4日程度」よりも早めること
- 4 各種委員会についても公開を検討すること